

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1
(令和6年3月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 訪問系サービス	11
(1) 居宅介護	11
(2) 重度訪問介護	12
3. 日中活動系サービス・療養介護	12
(1) 生活介護	12
4. 施設系・居住支援系サービス	14
(1) 共同生活援助	14
5. 訓練系サービス	19
(1) 自立訓練（機能訓練）	19
6. 就労系サービス	19
(1) 就労系サービスにおける共通事項	19
(2) 就労継続支援A型	23
(3) 就労継続支援B型	23
(3) 就労定着支援	26
7. 相談系サービス	26
(1) 相談系サービスにおける共通事項	26
8. 一部訂正及び削除するQ & A	36
(1) 一部訂正するQ & A	36
(2) 削除するQ & A	37

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 加算等の届出

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

令和6年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、令和6年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国民健康保険連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は令和6年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

(2) 障害福祉サービス等における横断的事項

(緊急時受入加算)

問2 通所系サービスにおいて、「夜間に支援を行った」とは具体的にどのような場合を指すのか。例えば、通所系サービス事業所の職員が、緊急時に利用者の自宅を訪問して支援を実施した場合は、算定対象となるのか。

(答)

「夜間に支援を行った」とは、当該事業所において、日中の支援に引き続き夜間に支援を実施した場合である。このため、通所系サービス事業所の職員が、緊急時に利用者の自宅を訪問して支援を実施した場合は、算定できない。

(地域生活拠点等・市町村による位置付け、加算の届出)

問3 市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、当該事業所から市町村に対する届出等の提出及び市町村から事業者に対する通知等により確認することとなったが、令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等

として位置付けられていないものとして取り扱うこととなるのか。また、これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、当該手続きを行う必要があるか。

(答)

令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなる。また、令和6年4月1日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とする。

(今回の改正に伴い、以下のQ&Aについて削除)

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日)問13(運営規程)
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和3年3月31日)問2(地域生活支援拠点等・運営規程)

(地域生活支援拠点等機能強化加算①)

問4 地域生活支援拠点等機能強化加算が新設され、当該加算において「地域生活支援拠点等として位置付けられていること」が要件とされるが、地域生活支援拠点の位置付けは、各市町村において定めることでよいのか。

(答)

地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)でお示しする手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められない。

(地域生活支援拠点等機能強化加算③)

問5 拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについて

は、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。

(地域生活支援拠点等機能強化加算④)

問6 地域生活支援拠点等機能強化加算について、拠点コーディネーターを0.5人×2の常勤換算方法で1名で配置している場合は算定可能か。

(答)

拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置することを要件としていることから、御指摘の場合には算定できない。

(地域生活支援拠点等機能強化加算⑤)

問7 複数の自治体が共同で地域生活支援拠点等を整備している場合でも算定可能か。

(答)

市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。

(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算)

問8 加算の算定に当たっては、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等又は事業所の職員が、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行うこととされているが、1つの事業所における従業者が障害者ピアサポート研修修了者である障害者等と事業所の従業者の2名のみである場合や、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等が管理者及び相談支援専門員の業務を兼務し、他の従業者がいない場合においては、加算を算定できないのか。

(答)

以下の形式による研修を実施した場合には算定可能である。

- ・指定基準の規定により配置すべき従業者以外の従業者（事務職員等）への研修
- ・従業者が2名のみである場合は、それぞれの従業者を互いに対象とした研修
- ・従業者が1名のみである場合は、振り返りのための自習

(高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算①)

問9 「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」とは、どのような研修が該当するのか。

(答)

「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)の別添実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修が該当する。

例えば、高次脳機能障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)が実施した「令和5年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会(実践研修)」(3日間研修)や高次脳機能障害の支援拠点機関等が同センターから研修パッケージを借り受けて実施した高次脳機能障害支援養成研修(基礎研修及び実践研修)については、これに該当するものである。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、講演や研修等の一部として高次脳機能障害の概略に触れただけのものや、標準的なカリキュラムの限定された一部分のみの講義を実施しただけのもの等については認められない。

(高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算②)

問10 これまで高次脳機能障害の支援拠点機関等により実施された研修の中には、高次脳機能障害支援養成研修の標準的なカリキュラムと共にしている研修もあるため、このような研修の修了者を対象として、標準的なカリキュラムの内容と比較して不足している科目等について、追加的に研修として実施することで、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」として扱うことができるか。

(答)

過去に実施した研修の修了者の名簿が管理されているなど、都道府県において研修の受講状況を確認できる場合については、差し支えない。

(高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算③)

問11 「研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。」とあるが、その他の書類等により確認できる場合とは具体的にどのような場合か。

(答)

紛失した等の理由により申請者の修了証を確認できない場合でも、例えば研修を実施した都道府県において、修了者のリストを作成しており確認できる場

合等、都道府県において当該申請者が確実に研修を修了していると認められる書類等がある場合には、研修を修了したものと認めて差し支えない。

(高次脳機能障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算④)

問 12 他都道府県で実施された高次脳機能障害支援養成(実践研修)の修了証をもって、研修を修了したものと認めてよいか。

(答)

貴見のとおり。「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知)の別添実施要綱に基づき実施された研修は全国で統一されたカリキュラムであるので差し支えない。

なお、修了証において高次脳機能障害支援養成研修に準ずる研修として記載されているものについても、研修カリキュラム等を確認して、高次脳機能障害支援養成研修と同等の内容であると都道府県が認める場合には、研修を修了したものと認めて差し支えない。

(管理者の責務・兼務範囲)

問 13 管理者に求められる具体的な役割は何か。また、管理者の兼務範囲の見直しについて、兼務可能な職種や事業所数等に制限はあるか。

(答)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等の解釈通知においては、管理者の責務を、障害者総合支援法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。

管理者の兼務について、兼務可能な職種や事業所数等について一律の制限は設けないが、上記の管理者の責務を踏まえ、兼務先の事業所又は施設等において職務に従事する時間帯も、指定障害福祉サービス事業所等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにすることが必要である。

(業務継続計画未策定減算①)

問 14 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

(業務継続計画未策定減算②)

問 15 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

(障害者支援施設等感染対策向上加算の取り扱い)

問 16 「第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること」とあるが、第二種協定指定医療機関である医療機関をどのように把握すればよいか。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関をどのように把握すればよいか。

(答)

都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は令和6年4月から9月末まで

を行うこととされており、都道府県において、協定締結した医療機関を公表することとされている。

また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参照されたい。

(地方厚生局ホームページ)

■北海道厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ichiran.html

※「保険医療機関（医科）」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、

感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

■東北厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html

※「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

■関東信越厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki_jyun.html

※「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

■東海北陸厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00349.html

※「届出受理医療機関名簿」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

■近畿厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_joyo_00004.html

※「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

■中国四国厚生局

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/shisetsukijunji>

uri_00002.html

※ 外来感染対策向上加算、感染対策向上加算 1～3 のそれぞれのファイルをご参照ください。

■九州厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00007.html

※ 「医科」のファイルをご参照ください。受理番号に感染対策 1、感染対策 2、感染対策 3、外来感染の記染対策 3、外来感染の記載のある医療機関が該当します。

(障害者支援施設等感染対策向上加算（I）の取り扱い)

問 17 障害者支援施設等感染対策向上加算（I）について、診療報酬の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練や、職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス及び訓練とは、具体的にどのようなものであるか。

また、これらのカンファレンス等については、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加することでもよいか。

(答)

障害者支援施設等感染対策向上加算（I）の対象となる研修、訓練及びカンファレンスは以下の通りである。

- ・ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行った医療機関において、感染制御チーム（外来感染対策向上加算にあっては、院内感染管理者。）により、職員を対象として、定期的に行う研修
- ・ 感染対策向上加算 1 に係る届出を行った 保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算 2 又は 3 に係る届出を行った保険医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練
- ・ 地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等 を想定した訓練
- ・ 感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関が主催するカンファレンスについては、その内容として、薬剤耐性菌等の分離状況や抗菌薬の使用状況などの情報の共有及び意見交換を行う場合もあるため、カンファレンスの内容として、高齢者施設等における感染対策に資するものであることを事前

に確認の上、参加すること。

また、これらのカンファレンス等について、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いて参加しても差し支えない。

(障害者支援施設等感染対策向上加算（II）の取り扱い)

問 18 障害者支援施設等感染対策向上加算（II）について、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う実地指導の具体的な内容について示されたい。

(答)

実地指導の内容について限定するものではないが、以下のものが挙げられる。

- ・ 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
- ・ 施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答
- ・ 個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
- ・ 感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答
- ・ その他、施設等のニーズに応じた内容

なお、単に、施設等において机上の研修のみを行う場合には算定できない。

(情報公表未報告減算①)

問 19 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・（中略）・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

(答)

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添（※）に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情（災害等）があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に

応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、○県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成18年厚生労働省令第19号)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表3に掲げる項目

(具体的な内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発0423第1号 平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の別添1及び別添2を参照)

(情報公表未報告減算②)

問20 情報公表未報告減算は、年に1回の更新が必要であるが、新規指定時以降、一度でも公表しており、年に1回の更新が行われていない場合は減算の対象となるのか。

(答)

新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切に対応いただきたい。

(情報公表未報告減算③)

問21 新規指定事業所については、いつまでに報告を行っていればよいのか。

(答)

新規指定事業所における報告期限等については、各都道府県等の実施要綱において定められていることから、その実施要綱において定められている報告期限の翌月から減算の対象となる。

(情報公表制度・指定更新時の確認)

問22 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法

第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認することとされているが、必須の報告項目が一部でも未報告の場合、指定の更新を行ってよいか。

(答)

指定の更新の申請があった際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこと。ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合は、必須項目の一部又は全部が未報告であっても指定の更新を行って差し支えない。

(補足給付に係る基準費用額の見直しに係る受給者証の取扱い)

問 23 特定障害者特別給付費等（補足給付）に係る食費等の基準費用額が 54,000 円から 55,500 円に改定されるが、当該改定に伴い、受給者証を再発行する必要があるか。

(答)

現在、改定前の基準費用額（54,000 円）を基に算定された特定障害者特別給付費等の額（以下「改定前補足給付費額」という。）が受給者証に記載されているが、令和 6 年 3 月 31 日以前に発行した受給者証については、必ずしも同日までに再交付等する必要はなく、発行済みの受給者証に記載された改定前補足給付費額を改定後の基準費用額（55,500 円）を基に算定された特定障害者特別給付費の額（以下「改定後補足給付費額」という。）に読み替えて対応して差し支えない。

なお、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付する受給者証については、改定後補足給付費額を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

また、国保連合会での的確な審査支払のため、4 月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報を改定後補足給付費額に修正のうえ、国保連合会へ送付するよう留意いただきたい。

2. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

(通院等介助等の対象要件)

問 24 通院等介助等の対象要件の見直しが行われたが、この対象について、
①「自宅→病院→障害福祉サービスの事業所」、「障害福祉サービス事業所→病院→自宅」の両方とも対象になるのか。
②「障害福祉サービス事業所→病院→障害福祉サービス事業所」は対象

になるのか。

(答)

居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に支援の対象とするものである。

このため、①は自宅を始点又は終点としているため報酬の対象になるが、②は障害福祉サービス事業所を始点及び終点としているため、報酬の対象にならない。

（2）重度訪問介護

（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について）

問 25 新任従業者に対する熟練従業者の同行支援において、報酬算定上、新任従業者と熟練従業者のそれぞれが所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数となっているが、事業所が従業者に実際に支払う給与においては、事業所の判断により、新任従業者 100 分の 80、熟練従業者は 100 分の 100 にしてもよいか。

(答)

貴見のとおり。

報酬告示は、事業所に支払われる報酬の算定を定めているものであり、事業所が実際に従業者に支払う給与等の算定を定めているものでない。

3. 日中活動系サービス

（1）生活介護

（生活介護のサービス提供時間の取扱い①）

問 26 平日の営業時間が 9 時～16 時（7 時間）の事業所において、土日祝日の営業時間を平日と異なり 9 時～12 時（3 時間）と短時間としている場合、平日と同様に、サービス提供時間を 7 時間として算定して良いか。

(答)

土日祝日において、運営規定に定める営業時間を、平日より短時間としている場合には、現にサービスを提供した時間（この場合においては 3 時間）で報酬を算定すること。

なお、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、この限りではない。

（生活介護のサービス提供時間の取扱い②）

問 27 留意事項通知(6)②→ウに関して、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、

例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

(答)

限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、市町村において、利用者の状態等を勘案し判断されたい。

(生活介護のサービス提供時間の取扱い③)

問 28 留意事項通知(6)②(一)ウに関して、「日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要する」場合については、実際に要した時間を、令和6年4月当初には見込むことが困難と考えられるが、前月の支援状況等を基に、おおよその見込みで所要時間を計算しても差し支えないか。

(答)

差し支えない。なお、生活介護計画の見直しの際には、支援実績等を勘案して見直しを行うこと。

(生活介護のサービス提供時間の取扱い④)

問 29 生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

(答)

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。

(イメージ)

- ・サービス提供時間 4 時間
- ・送迎に係る配慮 1 時間
- ・障害特性に係る配慮 30 分
- ・送迎時の移乗等 30 分

合計のサービス提供時間 6 時間

(人員配置体制加算の取り扱い①)

問 30 令和6年4月時点において、人員配置体制加算算定の際、前年度の利

用者の数の平均値はどのように計算するのか。

(答)

例えば、以下のとおり計算されたい。

(例)

- ・Aさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績）
- ・Bさんのサービス提供時間 → 平均7時間（聞き取りによる見込み）
- ・Cさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績+配慮事項を勘案）
→2人×0.75+1人×1=2.5人

（人員配置体制加算の取り扱い②）

問 31 人員配置体制加算については、多機能型事業所の場合、前年度の利用者の数の平均値は生活介護のみの利用者数のみを勘案すれば良いか。

(答)

貴見のとおり。ただし、利用定員については、多機能型事業所全体の定員数とする。

（常勤看護職員等配置加算の取り扱い）

問 32 主に重症心身障害児者を通わせる多機能型事業所（生活介護と児童発達支援又は放課後等デイサービス）で常勤看護職員等配置加算を算定する場合は、当該多機能型事業所全体で、常勤換算方法により算出した看護職員の員数に応じて算定することが可能か。

(答)

当該多機能型事業所全体で配置している看護職員の常勤換算員数に応じて算定が可能である。例えば常勤換算方法で5人の看護職員が配置されていれば、常勤看護職員等配置加算は定員に応じた単位数に5を乗じた単位数を算定することが可能である。

4. 施設系・居住支援系サービス

(1) 共同生活援助

（個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い）

問 33 減算の対象として、「所要時間が8時間以上である場合」とあるが、1日単位なのか、月単位なのか。

(答)

個別支援計画で定められているサービス提供の所要時間において、1日8時間以上利用する日が減算の対象となる。

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費①)

問 34 退居後共同生活援助サービスと、自立生活援助又は地域定着支援と併給する場合、同一法人の自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所であっても算定可能か。

(答)

貴見のとおり。ただし、当該利用者に対して退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスを実施する従業者と自立生活援助又は地域定着支援を実施する従業者とを同一人物が兼務している場合は、算定できない。

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費②)

問 35 退居後共同生活援助サービスについては、留意事項通知において「おむね週 1 回以上の支援を行う」とされているが、算定自体は月 2 回以上の訪問等による支援を行った場合に算定可となっているので、実際はその程度の頻度での支援でも差し支えないか。

(答)

月途中から利用を開始する場合や、サービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては月 2 回以上の訪問等による支援を行うことを要件としているが、事業所側の事情により、安易に訪問頻度を減らすことはあってはならない。

(人員配置体制加算①)

問 36 特定従業者数換算方法（週 40 時間で換算）で算出した世話人等を加配することとあるが、例えば常勤時間が週 35 時間と定めている事業所においては、当該加算の必要加配数を算出する際にのみ特定従業者数換算方法を適用するということでよいか。指定基準上の人員配置に係る常勤換算の算出時は、これまでどおり週 35 時間で計算するということでよいか。

(答)

貴見のとおり。

(人員配置体制加算②)

問 37 従来の常勤換算方法では、常勤で雇用される従業者は有給休暇や病休（1 月未満に限る）があっても常勤換算数 1 人として計算していたが、特定従業者数換算方法においては雇用形態を問わずに計算するのか。有給休暇や病休があった場合、そのまま特定従業者数換算数が減る計算に

なるのか。

(答)

貴見のとおり。

(自立生活支援加算（I）①)

問 38 共同生活援助事業所を退居し単身等での生活を行っていた者が、やむを得ない事由（病気等）により単身等での生活を止め、共同生活援助事業所に戻った後、再度単身等での生活を希望する場合、一度当該加算を算定した利用者に対し、再度加算を算定することは可能か。

(答)

自立生活支援加算（I）については、当該指定共同生活援助事業所において、個別支援計画を見直したことにより一人暮らし等の移行に向けた専門的な支援を行ったことを評価するものであることから、当該事業所に入居している期間について1回に限り算定することが可能である。ただし、退居した後、再度指定共同生活援助を利用した場合において、当該加算の算定要件を満たした場合には算定可能である。

(自立生活支援加算（I）②)

問 39 最終的に退居に至らなかった場合も算定可能か。

(答)

貴見のとおり。

(自立生活支援加算（I）③)

問 40 「計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内」に限り、1月に1回を限度として算定できるとあるが、1月あたりの支援回数や内容に要件はあるか。

(答)

1月あたりの支援回数や内容を一律に規定しているものではないが、一人暮らし等に向けて6月間で計画的に支援を行う趣旨であることから、個別支援計画に基づき、適切な支援をされたい。

(自立生活支援加算（I）④)

問 41 自立生活支援加算（I）について、一人の対象者につき同一事業所において一度までの算定となるか。また、当該加算を算定できる期間は、変更後の計画を交付した月を起算月として、算定しない月も含めて6月間のみとすることによいか。

(答)

貴見のとおり。

(自立生活支援加算（I）⑤)

問 42 自立生活支援加算（I）の算定期間について、「サービス管理責任者が共同生活援助計画又は外部サービス型共同生活援助計画の変更に係る会議を開催し・・・」とあるが、会議はオンラインや電話での会議も想定しているのか。それとも対面で行う会議のみを想定しているのか。

(答)

個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならぬものである。ただし、当該利用者の病状により、会議への同席が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により、希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

(自立生活支援加算（III）①)

問 43 移行支援住居に自立生活支援加算の対象とならない利用者が入居してもよいか。また、その場合、通常の指定共同生活住居利用者と同様に基本報酬等は算定可能か。

(答)

移行支援住居については、共同生活住居のうち、入居前から利用者の希望等を確認した上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、当該加算の対象とならない利用者が入居することはできず、自立生活支援加算を除く基本報酬等も算定できない。

(自立生活支援加算（III）②)

問 44 移行支援住居のサービス管理責任者が、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する必要があるか。サービス管理責任者の他に同資格を有する者を配置することによって代替することは可能か。

(答)

有資格のサービス管理責任者を配置する必要がある。このため、サービス管理責任者の他に同資格を有する者の配置により代替することはできない。

(自立生活支援加算（III）③)

問 45 移行支援住居に配置するサービス管理責任者の兼務は、どの範囲で可能か。（同事業所の管理者・サービス管理責任者・世話人・夜勤職員等、別事業所の管理者・サービス管理責任者・生活支援員等）

(答)

サービス管理責任者（同事業所・別事業所ともに）のみ、兼務不可である。

(自立生活支援加算（III）④)

問 46 自立生活支援加算（III）で、「定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができる」とあるが、この場合、改めて移行支援住居としての指定を受ける必要があるのか。それとも、サテライト型住居の指定を受けたまま移行支援住居としての支援がされるのか。

(答)

サテライト型住居を含む複数の住居について、改めて移行支援住居として登録する届出を行う必要がある。

(自立生活支援加算（III）⑤)

問 47 指定共同生活援助に常勤換算で「0.5」配置されたサービス管理責任者が、残りの常勤換算「0.5」分で移行支援住居に入居する利用者に対する支援にサービス管理責任者として従事する場合、算定できるか。

(答)

算定できない。

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。

5. 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）

（リハビリテーション加算、個別計画訓練支援加算）

問 50 リハビリテーション加算（I）又は個別計画訓練支援加算（I）の算定に当たり、加算を算定する時点より前から当該事業所においてサービスを利用している者について生活機能を評価する際は、利用開始時に遡及して評価を実施せず、現時点における評価を実施することでよいか。

（答）

貴見のとおり。

6. 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通事項

（一般就労中の日中活動サービス利用）

問 51 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日や時間に日中活動サービスを利用するすることはできるか。

（答）

企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している利用者（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）については、以下の条件を満たした場合は、日中活動サービスの支給決定を行うことができる。

- ① 一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合
- ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

なお、概ね週 10 時間未満であることを目安としているのは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の改正により、週所定労働時間が週 10 時間以上 20 時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できるようになることを踏まえたものである。

また、フリーランスや個人事業主といった雇用以外の形態で就労している障害者についても、同様に「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と認められ、当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は、支給決定を行うことができる。

この件については、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

（今回の改正に伴い、以下の Q&A について削除）

・障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）（平成19年12月19日）問8

（休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用）

問 52 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

（答）

障害福祉サービスの支給決定プロセスにおいて、障害者手帳等により、申請者が支給決定の対象である障害者であることを確認することとなってい
る。（「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領））

その上で、一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サー
ビスの利用については、以下の要件をいずれも満たす場合には、就労系障害
福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等に
よる復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主
治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職
することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することによ
り、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が
判断した場合

なお、上記①及び②の要件に該当するかについては、下記ア～ウが作成す
る以下の書類の提出により、確認を行うこと。

ア 雇用先企業

- ・ 当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労
系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職するこ
とが適当と判断していることを示す書類

イ 休職に係る診断をした主治医

- ・ 当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休
職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けること
により復職することが適当と判断していることを示す書類

ウ 相談支援事業所（申請者）

- ・ 地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支
援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援
が見込めないことを示す書類

※ セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、

市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。

また、令和6年4月より前に支給決定された場合については、令和6年4月以降の受給者証の更新の際に、上記要件を満たしていることを同様の書類の提出をもって確認し、支給決定を更新すること。

(参考) 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」(抄)

第2—I—2

(3) 支給決定又は地域相談支援給付決定の対象となる障害者又は障害児であることの確認

市町村は、支給申請があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請者又はその児童が給付の対象となる障害者又は障害児であるかどうかを確認する。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

① 療育手帳

② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

ウ 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

（以下略）

（今回の改正に伴い、以下の Q&A について削除）

- 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（平成29年3月30日）問12（就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用）

（休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用）

問53 一般就労している障害者が休職した場合の休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用は、従来から運用されていたが、令和6年4月施行の法改正により何が変わったのか。

（答）

一般就労している障害者が休職した場合の休職期間中における復職支援としての就労系障害福祉サービスの利用については、従来から運用されてきたものについて、法令上の位置づけを明確化したものであり、従来からの運用と大きな変更はない。

ただし、従来からの運用と異なり、利用期間について、企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）としている。

(従来の休職期間中の生活介護や自立訓練の利用)

問 54 従来より、一般就労している障害者が休職し、就労系障害福祉サービスと同様の条件を満たす場合には、休職期間中の生活介護や自立訓練の利用が認められていたが、この取扱いはどうなるのか。

(答)

一般就労している障害者が休職し、復職支援として生活介護や自立訓練を利用する場合についても、問52の①～③と同様の要件を確認できた場合にのみ、支給決定を行っても差し支えないとする。

その際、問52ア～ウが作成する同様の書類により、要件を満たしているか、確認すること。

(就労移行支援体制加算)

問 55 生活介護、自立訓練、就労継続支援における就労移行支援体制加算について、復職者は一般就労へ移行した者として含めることは可能か。また、就労移行支援の基本報酬の算定において、一般就労へ移行した者として算定することは可能か。

(答)

一般就労している障害者が休職し、問52又は問54の要件を満たした上で、復職支援として障害福祉サービスを利用した後に、復職した場合には、一般就労へ移行した者に含めることができる。

ただし、就労移行支援体制加算や就労移行支援の基本報酬の算定における取扱いに関しては、復職支援を利用した後、実際に企業へ復職した日を1日目として、当該企業での就労が継続している期間が6月以上経過してから算定できることとする（休職期間や休職以前に雇用されていた期間は算定しない）。

例えば、令和5年4月1日に就職、令和5年10月1日から休職し、令和6年4月1日に企業へ復職した者は、令和6年9月30日まで就労が継続した場合に算定することができる。

(今回の改正に伴い、以下のQ&Aについて削除)

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(平成

(2) 就労継続支援A型

(スコア表の生産活動の評価)

問 56 今般の報酬改定により、就労継続支援A型のスコア表の生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する見直しが行われたことにより、就労継続支援A型事業所の事業継続が困難になるのではないか。

(答)

就労継続支援A型は、障害者が自立した生活を営めるよう、雇用による就労機会を提供し、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、こうした支援を安定的に提供する観点から、従来より、指定基準で、生産活動収支が賃金総額を上回るよう求めている。

これは、仮に、生産活動収支が賃金総額を下回っている場合には、適切な支援を行うための報酬が賃金に充てられており、利用者に安定的なサービス提供ができているとは言えないためである。

こうしたことを踏まえ、令和6年度報酬改定では、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合の評価を厳しくする等の見直しを行ったものであり、引き続き、就労継続支援A型事業所の健全な経営を確保するとともに、障害者が一般就労や自立を目指せるよう、自治体におかれても支援を行っていただきたい。

(3) 就労継続支援B型

(短時間利用減算)

問 57 短時間利用減算の具体的な計算方法如何。また、短時間利用となるやむを得ない理由の具体的な内容如何。

(答)

就労継続支援B型における短時間利用減算の取扱いについては、生活介護における取扱いをと同様であるので、以下Q&Aの問49から問52を参照いただきたい。その際、「5時間未満」とあるのは「4時間未満」と読み替えること。

[「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 \(平成30年3月30日\)」](#)

(目標工賃達成加算)

問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。

(答)

目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。

ア 指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合

イ 当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上である場合

具体的には、以下の両要件をともに満たす場合に加算の対象となる。

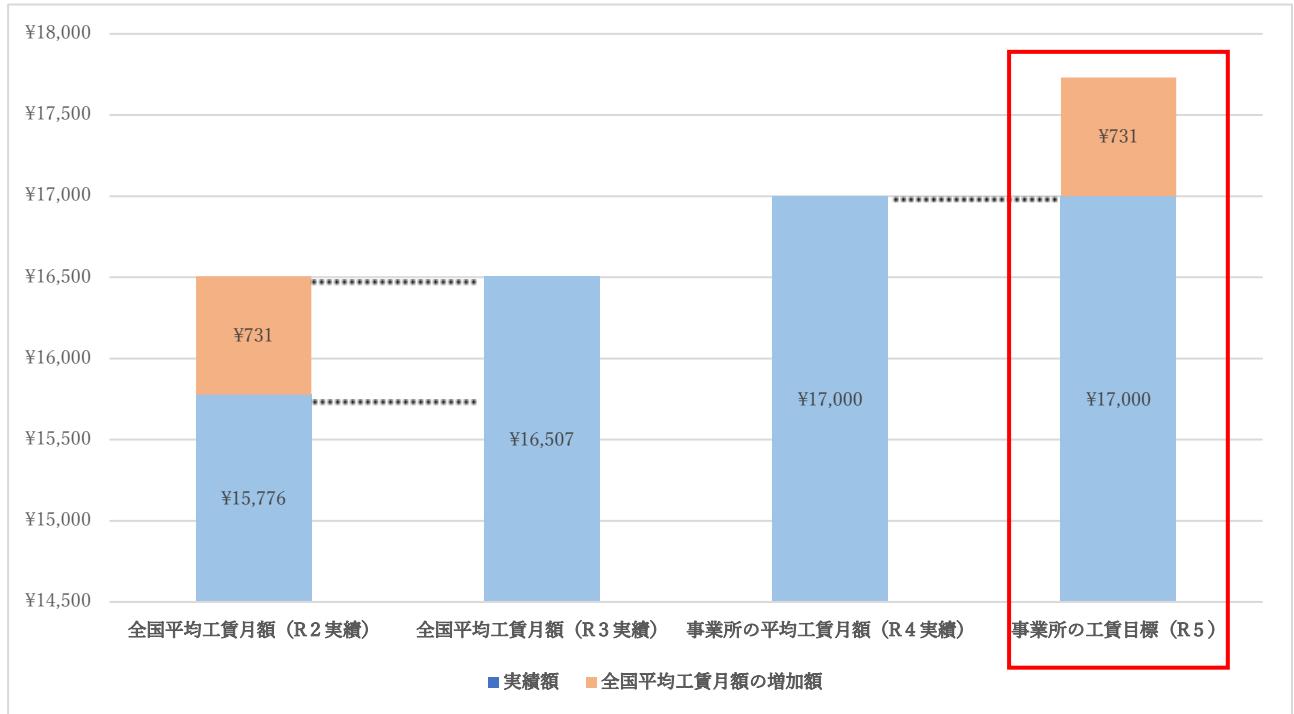
- ・要件1：① \geq ③ + (④ - ⑤) となっていること（※④ - ⑤が0未満の場合は、0として計算）
- ・要件2：② \geq ①となっていること

- ① 工賃向上計画における工賃目標
- ② 目標年度の事業所の平均工賃月額（実績）
- ③ 目標年度の前年度における事業所の平均工賃月額（実績）
- ④ 目標年度の2年度前における全国平均工賃月額
- ⑤ 目標年度の3年度前における全国平均工賃月額

なお、加算が算定できるケースの具体例については、以下の（例1）及び（例2）を参照されたい。

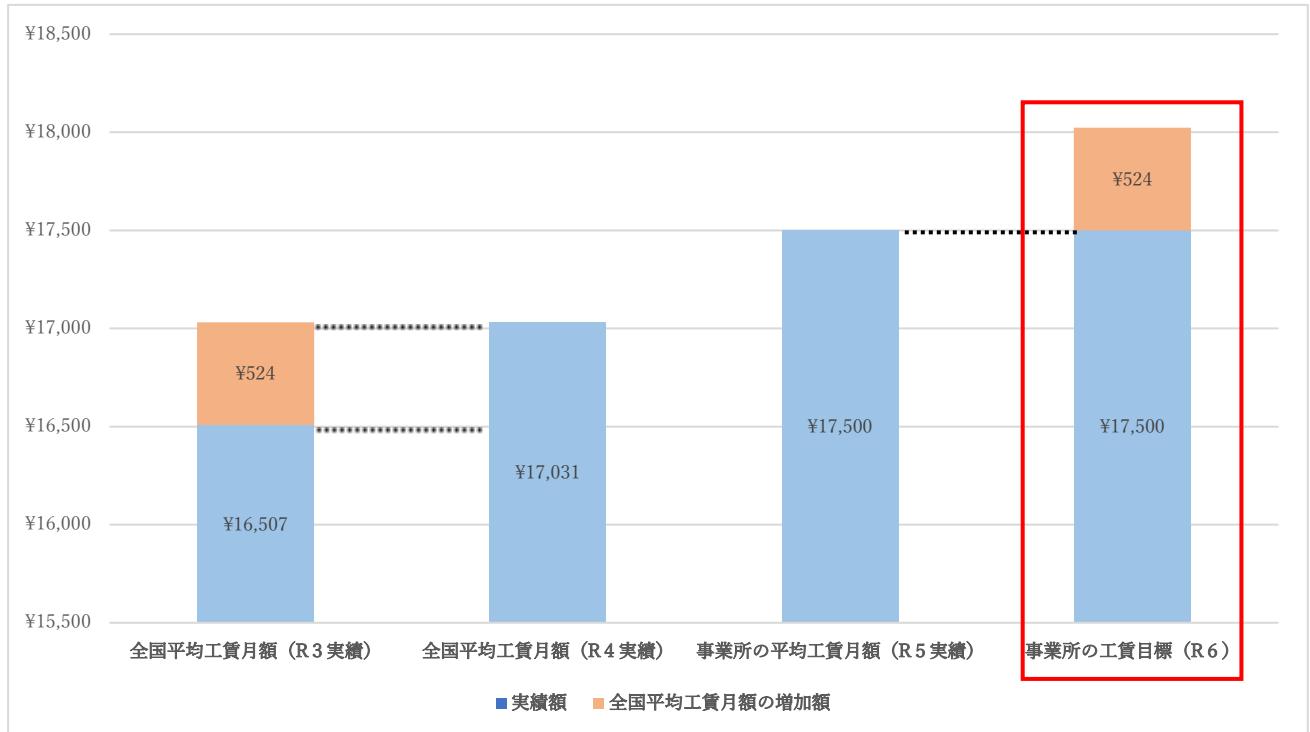
(例1：令和5年度の実績に係る加算を令和6年度に算定する場合)

令和4年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,000円であった場合、17,731円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



(例2：令和6年度の実績に係る加算を令和7年度に算定する場合)

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,500円であった場合、18,024円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



(4) 就労定着支援

(支援体制構築未実施減算)

問 59 就労定着支援の支援体制構築未実施減算について、「支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者」であるかの判断はどのように行うのか。

(答)

基本的には、就労定着支援事業所が支援を行っていく中で判断していくこととなるが、利用者本人の状況、雇用先企業及び連携先の関係機関等の助言を十分踏まえること。

7. 相談系サービス

(1) 相談系サービスにおける共通的事項

(モニタリング期間)

問 60 モニタリング期間の設定についての考え方如何。

(答)

モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある（施行規則第6条の16）。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたもの踏まえ、市町村が設定する（施行規則第6条の16）。

一般的には、状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定される。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にある利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業所の頻繁な変更やそのおそれのある者

- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス事業所等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

（機能強化型基本報酬算定の要件）

問 61 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどういうものか。

（答）

参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づく

りに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。(地域体制強化共同支援加算においても同様。)

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

(機能強化型基本報酬算定の要件②)

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたこととできるか。

(答)

市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

(機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲)

問 63 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答)

当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

(主任相談支援専門員配置加算（I）の対象事業所)

問 64 主任相談支援専門員配置加算（I）の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答)

基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力している或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイ

(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

(ウ) 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

(主任相談支援専門員配置加算（I）の算定手続)

問 65 主任相談支援専門員加算（I）を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定（障害児）相談支援事業所はどのような手続きが必要か。

(答)

当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一緒に運営されている指定特定（障害児）相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

(居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法)

問 66 居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどのようなものか。

(答)

①障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる(1)～(6)に定める場合毎に、当該期間中に2回まで算定できるものである。

例：1月<(1)>、2月<(1), (2)>、3月<(2)>、4月<(1), (3)>

→(1)：2回、(2)：2回、(3)：1回算定可（4月の(1)のみ上限到達のため算定不可）

②障害福祉サービス等の支給決定期間後の6月間は、当該加算を算定できる

(1)～(6)に定める場合毎に、1月あたり各1回まで算定できるものである。

例：1月<(1), (3)>、2月<(1), (2)>、3月<(2)>、4月<(1), (2), (3)>

→(1)：3回、(2)：3回、(3)：2回算定可

※保育・教育等移行支援加算についても同様

(福祉サービス等提供機関の対象)

問 67 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

(答)

原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。

なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

(医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件)

問 68 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議）について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

(答)

サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席（オンラインを含む）

により行われた場合に限られる。

(「精神障害者」の範囲)

問 69 精神障害支援体制加算（I）において、対象者としている「精神障害者」の範囲についてはどのようにになっているか。

(答)

同加算において、対象者は法第4条第1項に規定する精神障害者としている。なお、発達障害を有する者はこれに含まれ、精神障害を伴わない知的障害を有する者はこれに含まれない。

(対象者の確認方法)

問 70 精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（I）の対象者について、どのように確認するのか。

(答)

原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする（精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証も可）が、医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書により確認することとしてもよい。

(精神障害支援体制加算等の算定)

問 71 行動障害者支援体制加算（I）、精神障害支援体制加算（I）、高次脳機能障害支援体制加算（I）の算定にあたって、複数の加算の要件である研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の算定要件に該当する利用者1名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算（I）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（I）を複数算定することができるか。

(答)

研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（I）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（I）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。

なお、上記で算定しなかった加算については、（II）の区分で算定することができるため、申し添える。

(各種体制加算の算定対象)

問 72 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。

また、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行った利用者のみ（Ⅰ）の区分で算定可能か。

（答）

各種支援体制加算（Ⅰ）の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。

また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。

（各種体制加算の算定要件支援内容）

問 73 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）については、研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていることが要件とされているが、計画（障害児）相談支援を行っていることとは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。

（答）

原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。

なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

（地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法）

問 74 地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。

（答）

当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

（地域体制強化共同支援加算の算定方法）

問 75 地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例につ

いては、どのような考え方により選定すべきか。

また、同一の世帯に複数の利用者がいる場合、加算の算定回数についてはどのようになるか。

(答)

当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がいる場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1回のみ算定するものとする。

(遠隔地訪問加算の算定方法)

問 76 遠隔地訪問加算の具体的な算定方法について示されたい。

(答)

遠隔地訪問加算については、居宅等への訪問を要する加算に上乗せして評価することを趣旨とするものであるため、対象となる加算と同じ月の請求分として算定すること。

なお、障害福祉サービス等の支給決定期間に後に居宅介護事業所等連携加算を算定する場合、同加算の取扱いと同様、当該加算についても、障害福祉サービス等の支給決定期間の終期月の請求分として算定することとする。この場合、令和6年4月より前に障害福祉サービス等の支給決定期間が終了しており、令和6年4月以降に訪問した場合、国保システム上、令和6年4月より前の請求分として算定することができないため、市町村に対する直接請求により対応されたい。

(例)

令和6年2月 支給決定期間終了月

3月 居宅訪問

4月 支援なし

5月 居宅訪問

6月 居宅訪問

→3・5・6月の3回、居宅介護事業所等連携加算の算定が可能であるが、遠隔地訪問加算は令和6年4月に創設されたものであることから、5・6月の2回算定可能。(令和6年4月以降の請求分として、市町村に対して直接請求すること)

(遠隔地訪問加算の算定要件①)

問 77 通常の訪問方法として航空機を利用する場合であって、要する片道の時間が概ね1時間に満たない（例：40分）場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

（答）

搭乗前後に要する時間も所要時間に含めた上で1時間に満たない場合であっても、航空機の利用を要する場合は、一定の距離があるものとし、算定可能である。

（設問の状況においては、計画作成・モニタリングの一部におけるテレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。）

（遠隔地訪問加算の算定要件②）

問 78 訪問に要する片道の時間は概ね1時間に満たない（例：40分）が、公共交通機関の運行本数が少なく、通常訪問に1時間以上を要する場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

（答）

待機時間は所要時間に含めることとし、算定可能である。

（設問の状況においては、テレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。）

（相談支援員の業務による加算の算定）

問 79 相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。

（答）

原則として算定可能である。

もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上相談支援員が行うことが認められていない業務が要件となっているもの、告示上相談支援専門員のみが規定されている以下加算については、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

- ・初回加算
- ・集中支援加算のうち、会議の開催
- ・サービス担当者会議実施加算

また、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、相談支援専門員が研修修了することが必要であり、研修を修了した常勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議、個別支援会議への本人参加)

問 80 サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなものが考えられるか。

(答)

当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものである。

そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めて、本人の状態が悪化することが見込まれる等、限定期的な場合を想定している。

(個別支援会議の開催方法)

問 81 個別支援会議の開催について、サービス管理責任者及び本人が参加する会議と、サービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を別々に行うという運用は認められるか。

(答)

本人を含めた各関係者が参加する個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可能である。

(個別支援計画の作成・共有)

問 82

- ① サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。
- ② 個別支援計画については、利用者等及び指定計画（障害児）相談支援事業所に交付することとされているが、どのようなタイミングで行われるべきか。
- ③ 利用者がセルフプランの場合、個別支援計画の共有については、どのように対応すべきか。

(答)

① 障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する必要がある。また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1ヵ月以内に作成することを基本とする。

② 個別支援計画を作成、見直し（見直しの結果、変更がない場合も含む。）した後、速やかに利用者等及び相談支援事業所に交付すべきである。

③ セルフプランで、利用者に担当の相談支援事業所がない場合は、相談支援事業所に個別支援計画を交付しないことをもって指定基準に違反するものではない。

(意思決定の支援の定義)

問 83 指定基準において、「自己決定の尊重」と「意思決定の支援の配慮」とそれぞれ規定されているが、これはそれぞれどのように違うのか。

(答)

利用者本人が自己決定ができる場合は、その決定を尊重することが支援の原則である。

一方、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしている。

(新規事業所の虐待防止措置未実施減算)

問 84 虐待防止措置未実施減算について、新規に指定を受ける事業所については、当該減算を受けないためには、指定後いつまでに虐待防止措置を講ずることが求められるか。

(答)

担当者の配置については、指定と同時に行う必要がある。

一方、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修の実施については、指定後速やかに実施することが求められる。

8. 一部訂正及び削除するQ & A

(1) 一部訂正するQ & A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ & Aについては、一部訂正する。

(平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ & A (平成26年4月9日事務連絡) ②日中支援加算 問29は以下のとおり訂正する。)

問29

日中支援加算(Ⅱ)について、土日等、日中活動がない日は全て(3日目以降)算定してよいか。

心身の状況等により、障害福祉サービス等を利用する予定であったが、利用できなくなった日に限り算定することができる。

(平26.4.9 平成26年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (抄) 問29・一部改正)

(平21.3.12 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&AVOL.1 問15-10・一部改正)

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1

(平成30年3月30日事務連絡) (2) 自立生活援助 問66は以下のとおり訂正する。)

問66 定期的な居宅訪問

定期的な居宅訪問については、月に2回以上利用者の居宅を訪問すればよい。

指定自立生活援助の自立生活援助サービス（I）と（II）においては、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う必要があることから、支援計画に基づき概ね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問することとしている。

なお、月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては、定期的な訪問による支援を月2回以上行うことの要件としているが、安易に訪問回数を減らさないよう留意すること。

（2）削除するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平成26年4月9日）問7
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和3年3月31日)問4(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置①)
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和3年3月31日)問5(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置②)
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1
(令和3年3月31日)問6(ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・

経過措置③)

- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3
(令和3年4月16日) 問1（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・
経過措置④)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2
(令和6年4月5日)

【 目 次 】

1. 強度行動障害を有する者への支援における事項	1
(1) 生活介護、施設入所支援	1
(2) 短期入所	3
(3) 共同生活援助	4
(4) 横断的事項	4
2. 訪問系サービス	7
(1) 重度訪問介護	7
(2) 行動援護	8
3. 日中活動系サービス	8
(1) 生活介護	8
4. 就労系サービス	10
(1) 就労継続支援A型	10
(2) 就労継続支援B型	10
5. 削除するQ & A	11

1. 強度行動障害を有する者への支援における事項

(1) 生活介護、施設入所支援

(重度障害者支援加算①)

問1 生活介護の重度障害者支援加算において、「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設における算定方法如何。

(答)

障害者支援施設が当該加算を算定する場合、

- ・ 生活介護を通所のみで利用している者については生活介護
- ・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援においてそれぞれ算定することとなる。

(重度障害者支援加算(II)及び(III)①)

問2 算定開始から180日以内の期間について初期加算を算定できるが、これは当該利用者が利用している日についてのみ算定できる取扱いと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。当該利用者が利用しており、重度障害者支援加算が算定できる日のみ請求できる。

(重度障害者支援加算(II)及び(III)②)

問3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、(180日-加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、改定後の重度障害者支援加算(II)及び(III)における初期加算を算定する。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算(II)(区分4以上かつ行動関連項目10点以上)を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算(II)(区分6以上かつ行動関連項目10点以上)を算定する場合は、初期加算の算定はできない。

なお、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

(重度障害者支援加算（II）及び（III）③)

問4 生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その具体的な計算方法如何。

(答)

前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が 12 名の場合、 $12 \text{名} \times 20\% = 2.4 \text{名}$ となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

(重度障害者支援加算（II）及び（III）④)

問5 基礎研修修了者が勤務していない日であっても、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できるのか。

(答)

算定できる。ただし、基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとしていることに留意すること。

(重度障害者支援加算（II）及び（III）⑤)

問6 行動関連項目 18 点以上の利用者を支援する場合の追加加算について、中核的人材養成研修修了者から助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成した場合でも算定可能としているが、当該中核的人材養成研修修了者の配置の要件如何。

(答)

中核的人材については、強度行動障害を有する利用者の特性の理解に基づき、環境調整、コミュニケーションの支援等について、支援従事者に対する適切な助

言及び指導を通して、事業所におけるチーム支援をマネジメントする人材であるため、事業所等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、人材の確保が困難な場合は、必ずしも常勤又は専従を求めるものではないとしており、他の事業所との兼務や非常勤職員であっても差し支えない。

なお、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとしているため、上記の場合であっても、適切に業務を遂行する体制を確保することが必要である。

(重度障害者支援加算(II)及び(III)⑥)

問7 行動援護従業者養成研修修了者が支援計画シート等を作成する場合であっても、加算は取得できるか。

(答)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成18年厚生労働省告示第538号別表第8に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものである。

なお、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程についても、同告示別表第5に定める内容以上の研修をいうこととしており、同様である。

(2) 短期入所

(重度障害者支援加算②)

問8 短期入所の重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者に対する支援を行った場合の追加加算について、算定の要件は何か。

(答)

短期入所の重度障害者支援加算の追加の加算については、通常の重度障害者支援加算を算定している場合に追加で加算を算定するものである。このため、重度障害者支援加算(I)においては、重度障害者等包括支援の対象者である障害支援区分6(障害児にあっては、障害児支援区分3)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、行動関連項目10点以上(障害児にあっては、障害児基準20点以上)である者、重度障害者支援加算(II)については、区分4以上(障害児にあっては、障害児支援区分2以上)であって、行動関連項目10点以上(障害児にあっては、障害児基準20点以上)である者が対象となる。

その上で、当該利用者に対して、基礎研修修了者が、実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った場合に追加の加算を算定できる。

また、行動関連項目18点以上(障害児にあっては、障害児基準30点以上)の

利用者に対して、基礎研修修了者が、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき支援を行った日は、さらに追加の加算を算定できる。

なお、当該研修修了者については、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではない。

(3) 共同生活援助

(重度障害者支援加算③)

問 9 共同生活援助において、重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間に算定される初期加算が新設されたが、令和 6 年 4 月以前に重度障害者支援加算を算定していた者も算定できるか。

(答)

令和 6 年 4 月以前に重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して 180 日を経過している場合（令和 6 年 3 月 31 日が 180 日目となる場合を含む。）は、初期加算の算定はできない。

一方、加算を取得してから 180 日を経過していない場合は、（180 日一加算の算定を開始した日から令和 6 年 3 月 31 日までの日数）の期間について、初期加算を算定できる。

また、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1 度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

(4) 横断的事項

(重度障害者支援加算⑤)

問 10 重度障害者支援加算において、新たに行動関連項目 18 点以上の者への支援に対する評価が創設されたが、受給者証には当該加算の該当者であることが記載されることになるのか。

(答)

重度障害者支援加算の該当者であること及び行動関連項目 18 点以上の該当者であることについては、受給者証に記載されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うこと。

(中核的人材養成研修)

問 11 中核的人材養成研修について、令和 9 年 4 月以降の実施方法等はどのようになるのか。

(答)

中核的人材養成研修については、告示上、「強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表に定める内容以上のもの」としているが、研修の質を確保する観点から令和9年3月31日までの間は、のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るとしているところである。令和9年4月以降の研修の実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改めて示すこととしている。

(集中的支援加算①)

問 12 広域的支援人材が集中的支援実施計画を作成する際に利用者と生活環境のアセスメントを実施する場合にも集中的支援加算（I）を算定できるとされているが、具体的にはいつ請求するのか。

(答)

集中的支援開始後、速やかに請求するものとする。なお、この場合においても1月に4回の算定回数に含まれることに留意すること。

(集中的支援加算②)

問 13 集中的支援加算（II）（居住支援活用型）を算定する場合において、利用者が利用していたサービスの支給決定や利用契約の取扱如何。

(答)

居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、支給決定自治体が必要な支給決定の手続きを進めることとなるが、当該加算においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、必要な支給決定を残しておく等、円滑なサービス利用を図ること。

また、例えば、共同生活援助を利用する利用者に施設入所支援を活用した居住支援活用型の集中的支援を実施する場合に、集中的支援実施期間中に、利用者の意に反して共同生活援助の利用契約を解除することはあってはならない。

(集中的支援加算③)

問 14 集中的支援加算（II）（居住支援活用型）を算定する場合において、利用者が利用していた事業所等の役割如何。

(答)

居住支援活用型の集中的支援は、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者に対して、居住の場を移して集中的支援を実施するものであり、当該児者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としている。

したがって、当該児者を受け入れて集中的支援を実施する施設・事業所が、広域的支援人材の指導援助の下でアセスメントや環境調整等に取り組むに当たっては、元の事業所等の職員も積極的に参画し、集中的支援の実施後に円滑に支援が再開できるよう、支援の内容を引き継いでいくことが重要である。

なお、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画においても、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に当該児者が利用する事業所等への支援も記載し、円滑な引き継ぎ等を行うことが重要である。

(集中的支援加算④)

問 15 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）を算定する場合において、広域的支援人材が集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合に、当該支援を行った日は加算（Ⅰ）の算定は可能か。可能である場合、訪問ではなくオンラインによる助言援助の場合でも可能か。

(答)

集中的支援実施計画に基づいて、居住支援活用型の集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合も算定可能である。

なお、居住支援活用型の集中的支援を活用する場合（加算（Ⅱ））においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画において、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への支援も記載しておくこと。

また、加算（Ⅰ）の算定は、訪問又はオンラインを活用することを認めているので、オンラインによる助言援助の場合も算定可能である。

(集中的支援加算⑤)

問 16 集中的支援加算の算定期間終了後、再度、当該加算を活用して集中的支援を実施することは可能か。

(答)

集中的支援加算については、集中的支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り所定単位数を加算することとしており、この期間内に終了

することが必要である。ただし、何らかの事情により、その後も再び集中的支援の必要がある場合には、再度、集中的支援の実施に必要な手続きを踏まえて実施することは可能である。この場合、前回の実施報告書を基に関係者において十分に集中的支援の必要性について検討を行い、改めて集中的支援実施計画を作成の上で取り組むことが必要である。

(集中的支援加算⑥)

問 17 広域的支援人材に加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこととされているが、加算による額と異なる額とすることは可能か。

(答)

基本的には加算による額を広域的支援人材に支払うことを想定している。加えて、個別の状況によって必要な費用等が異なることから、加算による額を上回る額とすることは差し支えない。

2. 訪問系サービス

(1) 重度訪問介護

(熟練従業者による同行支援)

問 18 勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

(答)

対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

(入院時支援連携加算)

問 19 入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。

(答)

入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」（令和6年3月28日障障発0328 第2号厚生労働省社会・援護

局障害保健福祉部障害福祉課長通知)によりお示ししている。

この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能である。

(2) 行動援護

(医療・教育等の関係機関との連携)

問 20 行動援護の特定事業所加算の要件に、「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報の提供を受ければよいか。

(答)

関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(生活介護における個別支援計画の記載方法)

問 21 生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなつたが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

(答)

生活介護においては、別添の個別支援計画書参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。

個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定(※)に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

※ 生活介護の配慮規定とは以下のとおり

- 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が6時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

（生活介護における実績記録票の記載方法）

問 22 生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な時間で報酬を算定することとなつたが、実績記録票にはどのように記載すればよいか。

（答）

生活介護サービス提供実績記録票においては、従来どおり開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに「算定時間数」を入力する欄を設けたところであるが、この欄には、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載することとなる。

＜参考＞

実績記録票の記載例は、厚生労働省ホームページにも掲載しているので参照されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

4. 就労系サービス

(1) 就労継続支援A型

(年度途中に新規指定された就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定)

問 23 就労継続支援A型サービス費の算定をするにあたって、年度途中に新規指定された事業所の場合の基本報酬はどのように算定したらよいか。

(答)

従前のとおり、年度途中に新規指定された事業所の場合は、「生産活動」の実績に関わらず、初年度及び2年度目は評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

(2) 就労継続支援B型

(平均工賃月額の算定方法)

問 24 今般の報酬改定により、就労継続支援B型事業所の前年度の平均工賃月額の算定方法が以下のように見直されたが、このうち、イの前年度の開所日数についてはレクリエーションや行事等で開所した日も含めるのか。また、算出に当たっての1日あたりの平均利用者数や平均工賃月額の小数点の取扱について、どのようにすればよいか。

【見直し後の平均工賃月額の算定方法】

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
- イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数
- ウ 前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ）÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(答)

開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。

また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を切り上げるものとする。

例：14.679人の場合⇒14.7人

加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。

(目標工賃達成加算)

問 25 目標工賃達成加算については、「前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）」を用いることとなってい
るが、これは事業所において3か年ごとに作成する工賃向上計画において定めた目標工賃額を指すのか。

(答)

お見込みのとおり。

なお、目標工賃達成加算については、前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額が、前々年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上であることが要件となる。

そのため、目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中であっても修正して差し支えない。

5. 削除するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、強度行動障害を有する者に関する重度障害者支援加算の要件が変更されたことに伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）（平成24年8月31日事務連絡）問51（重度障害者支援加算該当者の確認方法）
- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抄）（平成24年8月31日事務連絡）問52（重度障害者支援加算該当者の確認方法）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問14（重度障害者支援加算）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問18（重度障害者支援加算①）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問19（重度障害者支援加算②）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問20（重度障害者支援加算③）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）問21（重度障害者支援加算④）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日

事務連絡) 問 22 (重度障害者支援加算⑤)

- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 3 月 31 日事務連絡) 問 34 (重度障害者支援加算②)
- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 3 月 31 日事務連絡) 問 36 (重度障害者支援加算④)
- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 2 (平成 27 年 4 月 30 日事務連絡) 問 33 (重度障害者支援加算)
- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 2 (平成 27 年 4 月 30 日事務連絡) 問 34 (重度障害者支援加算 II①)
- ・平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 2 (平成 27 年 4 月 30 日事務連絡) 問 35 (重度障害者支援加算 II②)
- ・令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 1 問 28 (生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算 (II))
- ・令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 1 問 29 (生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算 (II))
- ・令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL. 4 (令和 3 年 5 月 7 日事務連絡) 問 2 (重度障害者支援加算 (II))

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3
(令和6年5月10日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 地域生活支援拠点等	1
2. 日中活動系サービス	2
(1) 生活介護	2
3. 施設系・居住支援系サービス	4
(1) 自立生活援助	4
(2) 共同生活援助	4
4. 就労系サービス	6
(1) 就労継続支援B型	6
(2) 就労定着支援	6

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 地域生活支援拠点等

問1 拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。

このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象となるない。

問2 拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職務はあるか。

(答)

拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。

問3 当該加算の算定について、例えばA市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者やA市の住民に限定される等の要件はあるか。

(答)

対象者の要件はない。

問4 計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で2回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に2回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(多機能型生活介護事業所における報酬の定員区分の取扱い)

問5 生活介護サービス費について、令和6年度報酬改定において、きめ細かく定員区分が設定されたが、以下の例における多機能型生活介護事業所の基本報酬、常勤看護職員等配置加算及び人員配置体制加算についての具体的な取扱い如何。

①利用定員が生活介護8名、就労継続支援A型16名の計24名の多機能型事業所の場合

②離島等の多機能型事業所において、利用定員が生活介護3名、就労継続支援A型7名の計10名の多機能型事業所の場合

③主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合であって、利用定員が全ての事業を通じて5名の場合

(答)

(①の場合)

基本報酬・・・定員21人以上30人以下の区分

常勤看護職員等配置加算・・・定員6名以上10人以下の区分

人員配置体制加算・・・定員20人以下の区分

(②の場合)

基本報酬(※)・・・定員11人以上20人以下の区分

常勤看護職員等配置加算・・・定員5名以下の区分

人員配置体制加算・・・定員20人以下の区分

(※) 基本報酬における「5人以下」「6人以上10人以下」の定員区分については、「主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合」のみが算定可能であるため、離島等の多機能型事業所のように定員数を10名とすることが可能であっても、基本報酬は「11人以上20人以下」の区分となる。

(③の場合)

基本報酬・・・定員5名以下の区分

常勤看護職員等配置加算(※)・・・定員5名以下の区分

人員配置体制加算(※)・・・定員20人以下の区分

(※) 主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合については、事業ごとの定員の定めがなく、一体的に事業を行っているため、当該加算についても、多機能型事業所全体の利用定員に応じて区分を算定する。

なお、詳細については以下のとおりである。

① 多機能型生活介護について

多機能型生活介護の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算等については、多機能型生活介護の定員に応じて算定する。

② 多機能型生活介護（離島等）について

多機能型生活介護（離島等）の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算等については、多機能型生活介護（離島等）の定員に応じて算定する。

なお、基本報酬の利用定員が6人以上10人以下の区分は、多機能型生活介護（重心）のみが算定できる区分であるので、多機能型生活介護（離島等）では算定できない。

③ 多機能型生活介護（重心）について

多機能型生活介護（重心）の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置や人員配置体制加算等についても多機能型事業所全体の利用定員に応じて算定する。この場合、看護職員配置等の人員配置は事業所全体の配置に応じて算定する。

【参考】

・ 多機能型事業所

指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービスの事業のうち2つ以上の事業を一体的に実施するもの

・ 多機能型生活介護

利用定員が20人以上の多機能型事業所であって、多機能型生活介護事業所の利用定員は6人以上として実施するもの

・ 多機能型生活介護（離島等）

利用定員が10人以上の多機能型事業所であって、多機能型生活介護事業所の利用定員は1人以上として実施するもの（特定基準該当生活介護）

・ 多機能型生活介護（重心）

主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合であって、利用定員は全ての事業を通じて5人以上として実施するもの（事業ごとの定員の定めがないことに留意）

3. 施設系・居住支援系サービス

(1) 自立生活援助

（自立生活援助サービス費（III））

問6　自立生活援助サービス費（III）の支給決定を受けている利用者に対して、事業所が月に2回以上自宅に訪問し支援した場合に、自立生活援助サービス費（I）又は（II）が算定できるか。

（答）

サービス等利用計画案において、ICTの活用による支援を位置付けた上で支給決定を行っているものであるため、算定できない。

(2) 共同生活援助

（自立生活支援加算（I））

問7　移行支援住居から他の共同生活住居に移行した者において、自立生活支援加算（I）を移行した日の属する月から算定することは可能か。

（答）

自立生活支援加算（I）は、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものであることから、対象とならない。

（自立生活支援加算（I）、自立生活支援加算（III））

問8　自立生活支援加算（I）と自立生活支援加算（III）を同一利用者に対して同時に算定することは可能か。

（答）

自立生活支援加算（I）は、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものである。一方で、自立生活支援加算（III）は移行支援住居の利用を希望する利用者に対して、移行支援住居への入居前に個別支援計画を作成することを要件とするものであることから、これらを同時に算

定することできない。

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費①)

問 9 退居後に他の共同生活援助を行う住居に入居する場合においても、当該報酬を算定することは可能か。

(答)

退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費は、共同生活住居から一人暮らし等に移行した者について、居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助を提供することを趣旨としているため、支給決定の対象とならない。

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費②)

問 10 利用者の一人暮らし等への移行に当たって開催する会議の参加者や規模の要件はあるか。

(答)

個別支援計画を作成するための会議を開催することで足りる。

(個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い)

問 11 同時に2人の居宅介護又は重度訪問介護の従業者が1人の利用者に対して支援を行ったときの所要時間が7時間（延べ14時間）となる場合においては、当該日の共同生活援助サービス費は減算の対象になるのか。

(答)

個々のヘルパーの利用時間が8時間以上となる場合に減算の対象となるため、御指摘の事例は減算の対象とならない。

(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどういうものが想定されるか。

(答)

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

4. 就労系サービス

(1) 就労継続支援B型

(目標工賃達成加算の取扱いについて)

問 13 目標工賃達成加算の算定要件のひとつに、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費（I）及び就労継続支援Bサービス費（IV）を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合と示されているが、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、目標工賃達成加算を算定できるということか。

(答)

貴見のとおり。目標工賃達成加算を算定するにあたっては、目標工賃達成指導員配置加算を算定していることが要件となる。

(2) 就労定着支援

(就労定着実績体制加算について)

問 14 就労定着実績体制加算について、分母の対象者は前年度末尾から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者と示されているが、過去6年間より前に一般就労し、就労定着支援を開始した者も分母の対象に含めるか。

(答)

分母の対象には含めない。

就労定着実績体制加算の分母は、前年度末尾から起算して、過去6年間に一般就労を開始し、就労定着支援の利用を終了した者とする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4
(令和6年6月4日)

【 目 次 】

1. 日中活動系サービス	1
(1) 生活介護	1
2. 相談系サービス	3
(1) 計画相談支援	3

1. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(常勤看護職員等配置加算)

問1 常勤看護職員等配置加算は、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所において、算定することはできるか。

(答)

常勤看護職員等配置加算は、人員配置基準を満たした上で、適正なサービス提供を確保していると認められる生活介護事業所において、手厚い看護職員の配置を評価する加算である。

このため、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所は、人員配置基準を満たしていないことから、適正なサービス提供を確保しているとは言えないため、常勤看護職員等配置加算を算定することはできない。

(生活介護における送迎の取扱いについて)

問2 生活介護サービス費の基本報酬を算定する際、「送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる」との配慮規定がある。

この配慮規定について、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当し、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

(答)

貴見のとおり、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合であっても、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当することから、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

<参考>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

イ (略) なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。

(多機能型生活介護事業所における報酬の定員区分の取扱い)

問3 生活介護サービス費について、主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合（以下「重心多機能型事業所」という。）では、基本報酬、常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算は重心多機能型事業所全体の利用定員に応じて算定することが示された。

多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所の場合、多機能型生活介護の基本報酬や加算は、多機能型生活介護の定員に応じ、算定することになるのか。

(答)

貴見のとおり、多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所の場合、多機能型生活介護の基本報酬や加算は、多機能型生活介護の定員に応じ、算定することになる。

具体的には、多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所において多機能型生活介護の利用定員が5名、多機能型児童発達支援の利用定員が5名、多機能型放課後等デイサービスの利用定員が5名の場合、多機能型生活介護においては利用定員5名以下の区分の基本報酬や加算の算定が可能である。

<参考>

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日）

問94 多機能型として実施する場合、サービスごとに利用定員を設定しなければならないのか。

(答)

- 多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することができるものとする。
- なお、多機能型事業所における利用定員については、複数の指定通所支援のサービスを通じて10人以上（＊）とすることができる。
＊ 主として重症心身障害児者に対し、一体的にサービスを提供する場合は、多機能型事業所の利用定員を5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所の場合は、利用定員の合計数は20人（離島その他の地域の場合は10人）以上とし、そのうち指定通所支援の定員は5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型事業所の特例（定員が20人未満の多機能型事業所については、従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち1人以上は常勤）によらない人員を配置している多機能型事業所においては、障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に基づき算定することができる。

2. 相談系サービス

(1) 計画相談支援

(入院時情報連携加算の算定要件)

問4 重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連携加算を算定することは可能か。

(答)

計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（I）を算定できる。

なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（II）を算定するものとする。

(入院時情報連携加算の算定要件)

問5 入院時情報連携加算の算定にあたっては、入院時情報提供書を作成し、医療機関に提供することを基本とするとされているが、入院時情報提供書の様式にある情報は全て記載することが必要か。

(答)

連携先の医療機関に必要な情報（心身の状況や生活環境など）を提供することが目的であることから、入院時情報提供書の記載については、必要な情報が記載されているサービス等利用計画やアセスメントシート等の添付によって、一部を省略して差し支えないものとする。

(地域体制強化共同支援加算の算定について)

問6 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」のうち計画相談支援について、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合は、地域体制強化共同支援加算は「1. なし」を選択することとなっているが、地域生活支援拠点等に該当する場合でも、当該加算を算定できないという意味か。

(答)

相談支援事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられている場合は、地域体制強化共同支援加算の要件を満たすことから、地域体制強化共同支援加算の対象となる。

「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載については、データ処理システム上の事由から、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、地域体制強化共同支援加算対象は「1. なし」を選択するようお願いをしていること

ころ。

なお、地域生活支援拠点等の位置付けと地域体制強化共同支援加算の関係について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載方法を以下のとおり整理したので、参照いただきたい。

1. 相談支援事業所が、地域生活支援拠点等に位置付けられていない場合

地域生活支援拠点等：「1. 非該当」を選択

地域支援体制強化共同支援加算：

(加算要件に該当していない場合) 「1. なし」 → 加算の算定対象とならない

(加算要件に該当している場合) 「2. あり」 → 加算の算定対象

※ 参考：地域体制強化共同支援加算の要件

(下記のいずれかに該当する場合、地域体制強化共同支援加算の算定対象となる)

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している

2. 地域生活支援拠点等に位置付けられている場合

地域生活支援拠点等：「2. 該当」

地域支援体制強化共同支援加算：「1. なし」を一律に選択 → 加算の算定対象

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 5
(令和6年8月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1)障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 施設系・居住支援系サービス	3
(1)共同生活援助	3
3. 就労系サービス	3
(1)就労継続支援A型	3
(2)就労定着支援	6
4. 一部訂正するQ & A	7

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(食事提供体制加算)

問1 食事提供体制加算の算定要件として、法人内に管理栄養士等を配置していない場合は、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等の管理栄養士等が献立の作成や確認を行うこととされているが、献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

(答)

食事の献立は、利用者的心身の状況（性・年齢、身長・体重、疾病など）、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立（調理の方法含む）である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量※を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者的心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立（サイクルメニュー）を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

※ 納付栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。

<参考1>

指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を配置していない場合には、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないと指定基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)に定められている。

このため、栄養士を配置していない事業所で、前述の指定基準に基づき保健所等から献立の内容等について、従来から指導を受けている場合は、利用者の心身の状況に応じた適切な栄養量及びそれを踏まえた内容の献立となるよう適切な助言を受けていることから、食事提供体制加算の要件を満たすこととしている。

なお、従来から保健所の指導を受けていない場合は、主に栄養ケア・ステーションに献立内容の確認を依頼することを想定しているが、新たに保健所が献立の確認を行うことを妨げるものではなく、事業所はこれらの確認を行うことで、栄養面に配慮した食事を提供する必要がある。

<参考2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号) (抄)

(食事) ※他の日中活動系サービスも準用

第八十六条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

<参考3>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

⑯ 食事提供体制加算の取扱いについて

(略)

なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。

(一) 注の(1)について

管理栄養士又は栄養士(以下「管理栄養士等」という。)については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は

保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。

また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関わることが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

※ 献立の確認の頻度については、当該年度に1回以上行うこととなっているが、当該年度の早い時期に実施するよう努めること。

2. 施設系・居住支援系サービス

(1) 共同生活援助

(退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス)

問2 退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービスの利用者について、
指定共同生活援助事業所等において算定要件を満たす各種加算は算定できるのか。

(答)

退居後ピアサポート実施加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算のみが算定可能であり、共同生活住居における人員配置体制や提供される支援内容を評価する各種加算は算定することはできない。

3. 就労系サービス

(1) 就労継続支援A型

(スコア評価項目「生産活動」について)

問3 令和6年3月29日付け障発0329第41号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」2の(2)「生産活動」に、過去3年の就労継続支援A型事業所における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上であるかどうかによって、①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定するとあるが、①から⑥の区分に含まれないケースは、どのようにスコアを算定するのか。

(答)

評価項目のうち「生産活動」については、①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定する。

- ① 過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上 60点
- ② 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上(①の場合を除く。) 50点
- ③ 過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上 40点
- ④ 過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者支払う賃金総額以上 20点
- ⑤ 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満(⑥の場合を除く。) -10点
- ⑥ 過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満 -20点

なお、以下のケースについては、それぞれ上記の区分に当てはめてスコアを算定することとする。

α 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上
→③

β 過去3年の生産活動収支のうち前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上
→④

なお、スコアを算定する際の早見表については、以下を参照されたい。

(早見表)

	前々々年度	前々年度	前年度	スコア
①	+	+	+	60点
②	-	+	+	50点
③	-	-	+	40点
④	-	+	-	20点
⑤	+	-	-	-10点
⑥	-	-	-	-20点
α	+	-	+	40点
β	+	+	-	20点

※ + : 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上
- : 生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満

(スコア評価項目「利用者の知識・能力向上」について①)

問4 令和6年3月29日付け障発0329第41号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(以下、「留意事項通知」という。)2の(7)「利用者の知識・能力向上」に、関係機関との連携について記載されているが、関係機関との連携は必須なのか。必須である場合は、どのように関係機関と連携すればよいか。

(答)

就労継続支援A型事業所が「利用者の知識・能力向上」に向けた支援を行う場合は、関係機関と連携して取り組まなければならない。
その際、就労継続支援A型事業所から関係機関に対して、連携の目的や具体的な取組内容等について事前に説明することが必要である。

また、就労継続支援A型事業所が、研修等の企画準備から実施まで主体的に関わることとし、関係機関単独で取り組むことがないようにすること。

なお、一般就労に向けた「利用者の知識・能力向上」に資する支援に当てはまる取組例及び当該支援に当てはまらない取組例は下記のとおりであり、留意事項通知に記載されている内容とあわせてご確認いただきたい。

(「利用者の知識・能力向上」に向けた支援に当てはまる取組例)

- ・就労継続支援A型事業所の職員及び利用者が請負先の企業等の作業現場を見学し、仕事に関するノウハウを学び、事業所内で共有する場合。

- ・地域の就労支援機関の職員が就労継続支援A型事業所に出向き、就労継続支援A型事業所の職員及び利用者に対してＪＳＴ（職場対人技能トレーニング）研修を行う場合。

（「利用者の知識・能力向上」に資する支援に当てはまらない取組例）

- ・障害者就業・生活支援センターへの登録及び相談等への同行。
- ・公共職業安定所での職業相談や面接等への同行。
- ・個別の利用者に限った支援（地域障害者職業センターの職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等）を目的として実施する場合。
- ・関係機関が実施する研修・講座に利用者のみ参加させる場合。
- ・一般就労後の定着支援。

（スコア評価項目「利用者の知識・能力向上」について②）

問5 「利用者の知識・能力向上」について、留意事項通知の様式2「就労継続支援A型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書」の項目のうち、「連携先の企業や事業所等の意見または評価」は、関係機関において記載する必要があるのか。

（答）

当該報告書の項目のうち、「連携先の企業や事業所等の意見または評価」については、関係機関が作成することが難しい場合に就労継続支援A型事業所において、関係機関等からの意見、評価及び課題等を記載することとして差し支えないが、その際は、記載内容について関係機関の担当者から内容の確認をしてもらい、「利用者の知識・能力向上」に係る取組について、実施日、実施内容、その他事実が確認できる補足情報等を簡潔に記載すること。

（2）就労定着支援

（多機能型事業所を実施主体とする場合の指定の更新の要件について）

問6 多機能型として運営しており、就労継続支援B型事業所を実施主体とする就労定着支援事業所であって、就労移行支援事業所から1人、就労継続支援B型事業所から2人、通常の事業所に雇用された者がいる場合は、それらの実績を合算することで就労定着支援事業所の指定の更新の要件を満たすこととしてよいか。

（答）

貴見のとおり。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準につい

て（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、「指定就労定着支援事業者は、生活介護等にかかる指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない」としており、就労定着支援の事業者指定は次期更新の際まで有効なものとしている。

都道府県等におかれては、指定の更新の際に、就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認した上で、指定の更新の可否を判断されたい。

（同一法人内の各事業所の実績の合算について）

問 7 就労継続支援 B 型事業所を実施主体とする就労定着支援事業所の指定の更新において、当該就労継続支援 B 型事業所から通常の事業所に雇用された者が過去 3 年以内に 1 人もいない場合、就労定着支援事業所の指定の更新の要件を満たすことができないが、同一法人が運営する他の就労継続支援 B 型事業所から通常の事業所に雇用された者が過去 3 年以内に 3 人いた場合には、当該指定の更新の要件を満たすこととしてよいか。

（答）

同一法人が運営する事業所の実績を合算することはできず、指定の更新の要件を満たさない。

4. 一部訂正する Q&A

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下の Q&A については、一部訂正する。

- 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 1（平成 30 年 3 月 30 日事務連絡）（抄）問 69（日中サービス支援型の基本報酬）

（日中サービス支援型の基本報酬）

問 69 日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて日中活動サービスの支給決定を受ける利用者が、日中活動サービスを毎日利用することはできず、日によって共同生活住居で過ごす場合の基本報酬の算定如何。

（答）

日中サービス支援型指定共同生活援助は、日毎に異なる報酬区分を算定することが可能であるため、障害支援区分 3 以上の利用者であれば、グループホームにおいて日中支援を行う日は「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定し、日中活動サービスを利用する日は「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」の報酬単位を算定することになる。

また、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活

住居で過ごした場合も、「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定することとなる。

なお、地域の実情により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の共同生活援助事業所の利用が困難な場合などにおいて、障害支援区分2以下の者が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を利用する際には、生活介護等の日中活動サービスや介護保険サービス等を利用する事が前提であるが、心身の状況等により日中活動サービスを利用できず、共同生活住居で過ごした日についても、日中を当該住居以外で過ごす場合の基本報酬及び人員配置体制加算を算定することとなる。

~~なお、障害支援区分2以下の利用者については、日中活動サービス等の利用を基本とすることから「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」のみ報酬単位が設定されており、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活住居で過ごした場合は、日中支援加算(Ⅱ)を算定することとなる。なお、この場合、日中サービス支援型指定共同生活援助は常時の支援体制を確保することから、日中支援従事者の加配を要しないものとする。~~

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6
(令和6年10月11日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 送迎加算	1

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 送迎加算

(送迎に係る業務の委託について)

問1 A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等の従業者によってサービスを提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定障害福祉サービス事業所等の状況に応じ、送迎に係る業務について別の事業者に委託することも可能（複数の事業所が交通事業者に共同で委託する場合を含む。）であり、受託した事業所により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合も、送迎加算の算定が可能である。

(他事業所の利用者の同乗について)

問2 A事業所が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。その場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

送迎を行うA事業所の従業者がB事業所と雇用契約を締結すること、又はB事業所が送迎をA事業所に委託する委託契約を締結すること等を通じて、同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）を事業所間で協議した上で決定し、送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲かつ各事業所の通常の事業実施地域範囲内である場合にあっては、両事業所の利用者を同乗させることは差し支えなく、この場合においても、A事業所、B事業所ともに送迎加算の算定が可能である。なお、送迎業務を別の事業所に委託する場合や、複数の事業所が交通事業者に共同で委託する場合における利用者の同乗についても、同様の取扱いとする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 7
(令和7年1月24日)

【 目 次 】

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援	1
（1）就労移行支援体制加算	1

1. 生活介護、自立訓練、就労継続支援

(1) 就労移行支援体制加算

(就労移行支援体制加算について)

問 1 同一の者について就労継続支援事業所等の利用と一般企業との離転職が複数回生じている場合、就労移行支援体制加算を複数回算定することは可能か。

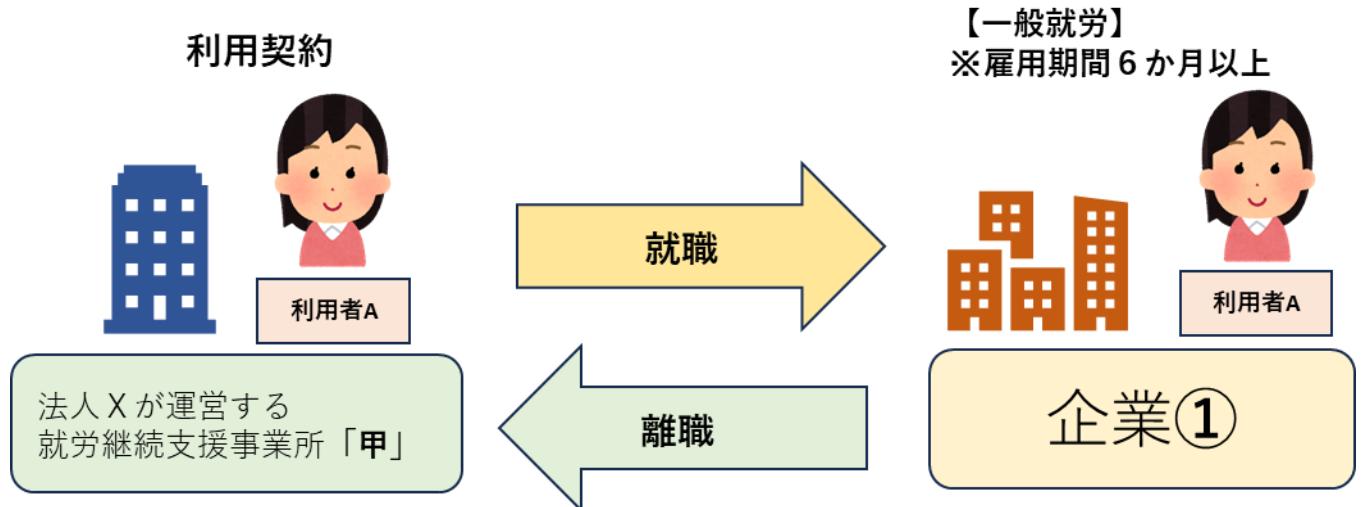
(答)

- 就労継続支援事業所については、障害者に対する福祉サービスとして、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う事業であり、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのためには、一般就労への移行後に着実な定着に繋げることを見据えた支援が必要であるとの観点から、一般就労に移行したという事実に加えて、定着に向け継続的な支援体制が構築されている事業所を評価することが必要であり、就労移行支援体制加算はそのような支援体制が継続して構築されていることについて評価するものである。
また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできない。
- 以上を踏まえ、指定権者においては、当該事業所の情報だけでなく、利用者本人や当該事業所の他の利用者、他事業所、一般就労先などの関係機関等からも情報を収集し、総合的に当該加算の算定の可否を判断されたい。また、支給決定を行う自治体においては、請求内容が不正と疑われるような場合には、指定権者への情報提供を行うなど、自治体間で適宜連携を図られたい。

(事例 1)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後 6 月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。

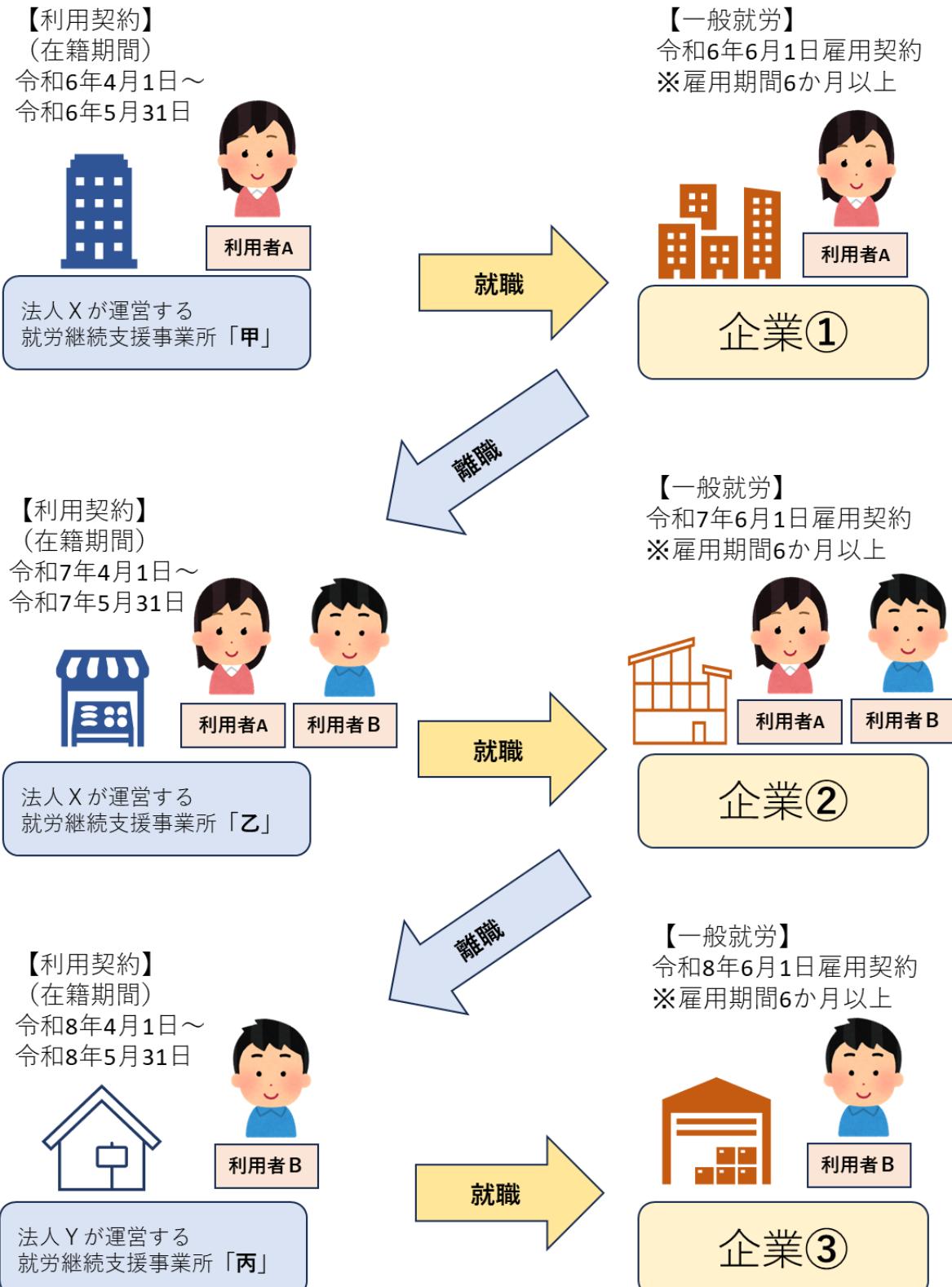
<例>



(事例 2)

就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後 6 月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。

<例>



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 8 (令和7年3月31日)

【 目 次 】

1. 就労系サービス	1
(1) 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）	1
(2) 就労継続支援A型	4

1. 就労系サービス

(1) 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

（施設外就労先の要件について）

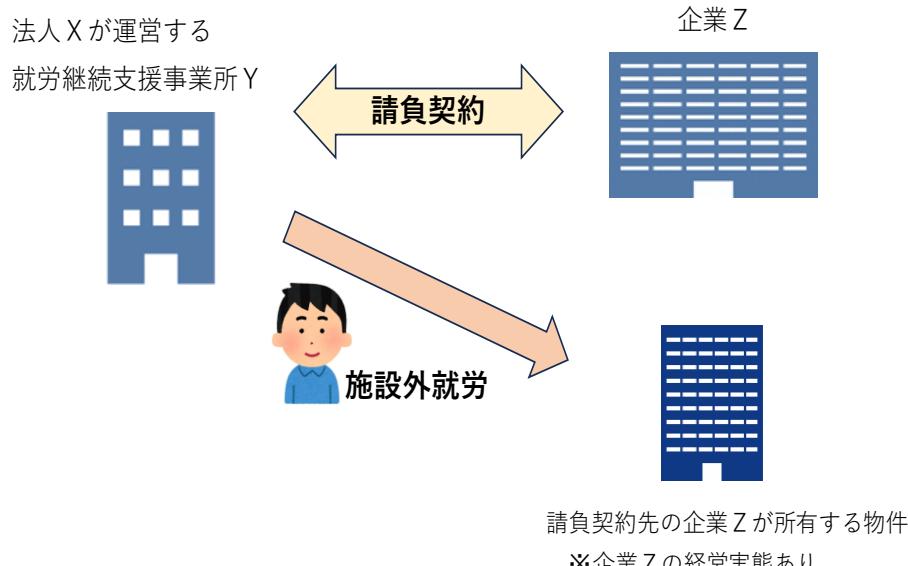
問1 法人Xが運営する就労継続支援事業所Yが、企業Zと請負契約を締結しており、法人Xが所有している建物（賃借している場合も含む。以下同じ。）を、企業Zに賃貸し（転貸している場合も含む。以下同じ。）、その場所で企業Zから請け負った作業を行う場合、施設外就労として基本報酬を算定することは可能か。なお、当該建物には、企業Zの行う業務に必要な人員体制や業務設備がないなど、その場で企業Zの経営が行われている実態が確認できない状態にあるものとする。

（答）

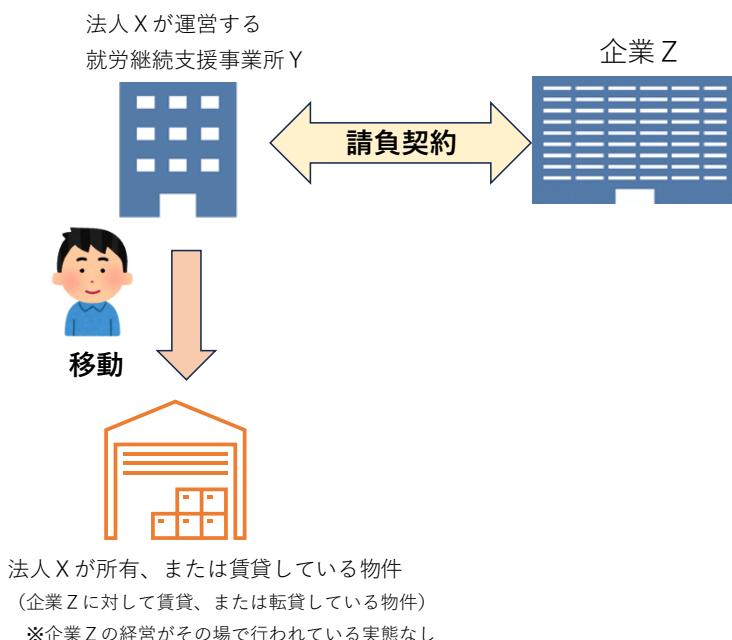
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所において実施される施設外就労については、利用者の一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図る上で有用であるとの観点から、一定の要件を満たした場合に限り、基本報酬を算定することとしている。
- 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、施設外就労は、施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結し、当該企業内で行う支援と定義しており、原則、当該企業の実態がある場所において作業が行われるべきものである。
- 問のような、就労継続支援事業所Yを運営する法人Xが所有する建物を企業Zに賃貸し、その建物に事業所Yの支援員と利用者とが出向き、作業を行っている場合、形式上、企業Zから請け負った作業を行っていたとしても、施設外就労の要件を満たさないため、基本報酬を算定することはできない。（施設外就労に該当しない事例①）
- また、近年「施設外就労先」と称する施設Zを法人Xによって設置し、施設Zにおいて、法人Xが運営する事業所Yと利用契約を締結した利用者に作業を提供することをもって、施設外就労と呼ぶような事例も散見される。これは、指定障害福祉サービス事業所として指定を受けていない場所で生産活動を行っている可能性があり、本来、指定を受けて支援を提供するものであることから、指定障害福祉サービス事業とみなすことはできず、基本報酬を算定することはできない。（施設外就労に該当しない事例②）

- 指定権者におかれては、事業所が行う施設外就労について、報酬が過大に支払われることがないよう、施設外就労の要件に該当するか、指定申請や運営指導等において確認し、適切に対応されたい。

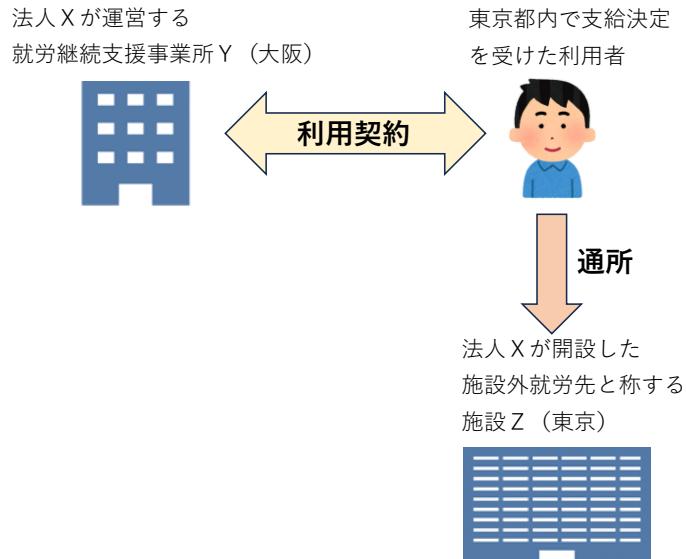
(施設外就労に該当する事例)



(施設外就労に該当しない事例①)



(施設外就労に該当しない事例②)



(オンラインによる支援について)

問2 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の記2の（3）について、他都道府県等の遠方に居住する利用者に対して、オンラインによる支援を行うことは可能か。

(答)

- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、就労を希望する障害者や通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を実施することで、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。
- そのため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を隨時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる。
一方、オンラインによる支援が認められるのは、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる。
- また、留意事項通知において記載している要件のうち「ウ 緊急時の対応ができること。」については、事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及びオンラインでの支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。
- 一概に他都道府県に在住していることをもって、オンラインによる支援を不可とはしないが、緊急時対応が担保されないような地域の利用者へのオンラインによる支援は原則として認められない。
- 以上を踏まえ、指定権者におかれでは、事業所からオンラインによる支援を実施する旨の届出があった際に、オンラインによる支援によって利用者の一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、オンラインでも適切な支援が提供可能かを

判断されたい。

また、支給決定を行う自治体におかれても、オンラインによる支援を希望する利用者がいる場合には、支援を提供する事業所の情報など、指定権者に対し、事業所の状況を聴取するなど自治体間で適宜連携を図られたい。

(参考)

○「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障害発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

1 (略)

2 報酬請求に関する事項について

(3) 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑惑が生じた際の照会等に対し、隨時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度

の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

② (略)

3～4 (略)

(2) 就労継続支援A型

(スコア：生産活動について)

問3 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発0330 第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の記2の(2)について、例えば、年度当初に指定された事業所であって、会計年度（事業年度）の終了日が3月31日と異なる場合の2年度目のスコア算定の取扱いなど、事業所の指定時期と会計年度（事業年度）の組み合わせによっては取扱いが明示されていないものがあるが、どのように取り扱えばよいか。

(答)

○ 下表を参考にされたい。

- ①スコアが80点以上105点未満とみなす
- ②便宜的に前年度1年間の実績により評価
- ③直前の会計年度1年間の実績により評価
- ④便宜的に前年度及び前々年度2年間の実績により評価
- ⑤前年度及び前々年度（又は直近2会計年度）の実績により評価
- ⑥便宜的に前年度、前々年度及び前々々年度3年間の実績により評価
- ⑦前年度、前々年度及び前々々年度（又は直近3会計年度）の実績により評価（通常の取扱い）

指定時期	会計年度 (事業年度)	事業開始から 初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目 以降
年度当初	4月～翌3月	①	③	⑤	⑦	⑦	⑦
	4月～翌3月以外	①	②	④	⑥	⑦	⑦
年度途中	4月～翌3月	①	①	③	⑤	⑦	⑦
	4月～翌3月以外 (事業年度の始期が指定月以降)	①	①	③	⑤	⑦	⑦
	4月～翌3月以外 (事業年度の始期が指定月より前)	①	①	②	④	⑥	⑦

(今回の改正に伴い、以下のQ & Aについて削除)

- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A
(VOL. 6) 問2